

瀬戸市教育委員会訓令第1号

事務局

教育機関

瀬戸市教育委員会決裁規程（昭和63年瀬戸市教育委員会訓令第1号）
の一部を次のように改正する。

令和6年3月13日

瀬戸市教育委員会

教育長 加藤正彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p><u>(5) 部次長 規則第7条第2項に規定する部次長をいう。</u></p> <p><u>(6) 参事 規則第7条第2項に規定する参事をいう。</u></p> <p><u>(7) <省略></u></p> <p><u>(8) <省略></u></p> <p><u>(9) <省略></u></p> <p><u>(10) <省略></u></p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁する。</p> <p>(1)から(12)まで <省略></p> <p><u>(13) 部長、部次長、参事、企画補佐、課長及び教育機関の長の任免に関する</u> こと。</p> <p>(14)から(16)まで <省略></p> <p>別表第1 (第5条、第6条関係)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>(8) <省略></p> <p>(教育委員会の決裁事項)</p> <p>第4条 教育委員会は、おおむね次の事項を決裁する。</p> <p>(1)から(12)まで <省略></p> <p>(13) 部長、課長及び教育機関の長の任免に関すること。</p> <p>(14)から(16)まで <省略></p> <p>別表第1 (第5条、第6条関係)</p>

専決事項 \ 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考
<省略>				
事務引継	<省略>	<省略>	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下	
職員の任免	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下			<省略>
<省略>				
年次有給休暇の付与	<省略>	<省略>	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下	
病気休暇、特別休暇等の付与	<省略>	<省略>	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下	<省略>
職務に専念する義務の免除	<省略>	<省略>	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下	<省略>
週休日の振替等及び休日の代休日の指定	<省略>	<省略>	<u>主幹等及び課長補佐等</u> 以下	

専決事項 \ 決裁区分	教育長	部長共通	課長共通	備考
<省略>				
事務引継	<省略>	<省略>	<u>主幹及び課長補佐</u> 以下	
職員の任免	<u>企画補佐及び課長補佐</u> 以下			<省略>
<省略>				
年次有給休暇の付与	<省略>	<省略>	<u>主幹及び課長補佐</u> 以下	
病気休暇、特別休暇等の付与	<省略>	<省略>	<u>主幹及び課長補佐</u> 以下	<省略>
職務に専念する義務の免除	<省略>	<省略>	<u>主幹及び課長補佐</u> 以下	<省略>
週休日の振替等及び休日の代休日の指定	<省略>	<省略>	<u>主幹及び課長補佐</u> 以下	

時間外勤務及び休日勤務命令	<省略>	<省略>	主幹等及び課長補佐等以下	
<省略>				
出張命令	国内	<省略>	<省略>	主幹等及び課長補佐等以下
	<省略>	<省略>		<省略>
備考				
<p>1 この表における用語については、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 「<u>主幹等</u>」とは、規則第7条第2項に規定する<u>主幹及び管理指導主事</u>をいう。</p> <p>(5) 「<u>課長補佐等以下</u>」とは規則第7条第1項に規定する<u>課長補佐以下の職員並びに規則第7条第2項に規定する専門員以下の職員及び規則第7条第3項に規定する職員</u>をいう。</p> <p>(6) <省略></p> <p>(7) <省略></p> <p>2 <省略></p>				

時間外勤務及び休日勤務命令	<省略>	<省略>	主幹及び課長補佐以下	
<省略>				
出張命令	国内	<省略>	<省略>	主幹及び課長補佐以下
	<省略>	<省略>		<省略>
備考				
<p>1 この表における用語については、次に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 「<u>主幹</u>」とは、規則第7条第2項に規定する<u>主幹</u>をいう。</p> <p>(5) <省略></p> <p>(6) <省略></p> <p>2 <省略></p>				

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。